みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱

平成24年11月29日

告示第79号

（趣旨）

第１条　この要綱は、子育て家庭及び新婚家庭（以下「子育て家庭等」という。）における住環境の整備を推進し、定住人口の増加を促進して地域の活性化を図るため、予算の範囲内においてみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　子育て家庭　現に養育する15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童がいる世帯をいう。

(2)　新婚家庭　補助金の申請の日において婚姻の届出をしてから３年以内であり、かつ、夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯をいう。

(3)　住宅　居住の用に供する建築物であって、個人住宅（自己の居住の用に供する建築物をいう。以下同じ。）又は併用住宅（建築物に個人住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。以下同じ。）をいう。

(4)　増改築　既に建っている住宅の床面積を増やすこと又は従前の住宅を取り壊して、これと位置、用途、規模、構造及び階数が著しく異ならない住宅を造ることをいう。

(5)　改修　既に建っている住宅の構造を変更せずに居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第４号に規定する居室をいう。）の内装、設備等を修理し、又は改良すること。

(6)　取得　住宅を購入により取得することをいう。ただし、倉庫、車庫等の取得は除く。

(7)　整備　住宅の新築、増改築、改修又は取得をいう。

（対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、みなかみ町に住民登録を行っている者、又は住宅を整備してから６か月以内にみなかみ町に住民登録する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　子育て家庭等又は妊婦がいる世帯に属する者

(2)　町内に住宅を整備する予定の者

(3)　住宅を整備してから町内に３年以上居住する者

(4)　対象者及び当該対象者が属する世帯のすべての世帯員が納期の到来している町税等（町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(5)　当該整備について、他の補助制度等を受けないこと。ただし、他の補助制度等の対象外となる整備は、補助対象とする。

(6)　過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1)　住宅の新築工事の場合は、工事費が1,000万円以上のものとする。

(2)　住宅の増改築及び改修工事の場合は、工事費が500万円以上のものとする。

(3)　住宅の取得の場合は、取得価格が500万円以上のものとする。

２　前項の場合において、住宅のうち併用住宅については、個人住宅部分に係る整備を補助対象事業とし、当該併用住宅の共用部分については床面積の割合で案分し、補助対象事業となる経費を算出する。

（施工業者等）

第５条　住宅の新築、増改築及び改修に係る施工業者又は住宅の取得に係る契約の相手方（以下「施工業者等」という。）は、補助対象事業を業とする事業者とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象事業に要した経費に10パーセントを乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助限度額は100万円とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の契約後から当該補助対象事業の完了予定日の30日前までの間に、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

２　補助金の交付申請は、１申請につき第４条第１項各号に掲げる補助対象事業の区分のいずれか１つに限るものとする。

（交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付決定通知書（様式第２号）又はみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金不交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

（変更申請等）

第９条　申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後、当該補助金の申請内容を大幅に変更するときは、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金変更申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

２　前条の規定は、前項に規定する補助金の変更申請に係る交付決定について準用する。この場合において、同条中「交付決定通知書」とあるのは、「変更交付決定通知書」と、「不交付決定通知書」とあるのは、「変更不交付決定通知書」と読み替えるものとする。

（実績報告書の提出）

第10条　第８条に規定する補助金の交付決定又は前条第２項に規定する補助金の変更交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業終了後、速やかにみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金実績報告書（様式第５号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条　町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付額の確定を行うとともに、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金の額の確定について（様式第６号）により交付額の確定を当該交付決定者に通知するものとする。

２　町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

（補助金の請求）

第12条　交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかにみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条　町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条　町長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（現地調査）

第15条　町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった補助対象事業について現地調査を行うことができる。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成24年12月１日から施行する。

附　則（平成30年１月29日告示第４号）

（施行期日）

１　この告示は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前になされた改正前のみなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月27日告示第37号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日告示第61号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和５年３月20日告示第35号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年８月１日告示第95号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後のみなかみ町子育て家庭住宅補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金について適用し、同日前に申請される補助金については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後のみなかみ町子育て家庭住宅補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金について適用し、同日前に申請される補助金については、なお従前の例による。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

みなかみ町長　　様

住　　所
電話番号
氏　　名

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付申請書

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

また、補助金交付の条件である私の住民登録及び婚姻の状況並びに世帯全員の町税及び使用料の納付状況について、町が調査することに同意します。

記

１　事業面積等　　㎡（新築・増改築 改修・取得）
詳細は別紙事業概要書のとおり

２　事　業　費　　円
（対象事業費　　円）

３　補助金申請額　　円

４　事業予定期間　　年　月　日 ～　　年　月　日

５　施工業者等　　名　称：
所在地：
電話番号：

６　備　　考

７　事業に占める居住面積

総床面積	住宅以外(倉庫など)の面積	申請面積
㎡	㎡	㎡

添付書類の確認

□図面（平面図・配置図等）　□契約書の写し　□事業概要書（様式第１号の２）
□その他（　　）

様式第１号の２（第７条関係）

事業概要書

（１）契約者について

契　約　者（氏名）		申請者との続柄	
住宅所有者（氏名）		申請者との続柄	

（２）新築、増改築、改修、取得後において居住する予定の方（申請者本人も含む）を全員記入してください。

番号	氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢(申請時点)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

（３）妊娠をしている方については、以下を記入してください。

氏　　名	申請者との続柄	出産予定日
		年　　月　　日

※　母子健康手帳の出産予定日がわかる部分の写しを添付してください。

（４）新婚家庭の方については、以下を記入してください。

氏　名(夫)	氏　名(妻)	婚姻届提出日
		年　　月　　日

※　町外の方は、婚姻日を証明するもの（戸籍謄本等）を添付してください。

（５）町外の方については、転入予定日を記入してください。

年　　月　　日　転入予定

（６）整備する場所

みなかみ町　　番地

（７）整備の内容

工事名（明細）	数量	単位	単価（円）	金額（円）	備考
計					

※　記入に代えて、契約時の見積書、内訳書、明細書その他参考資料の添付でも可

（８）その他参考資料

項目		内容	金額
事　業　費（A）		契約書金額	円
対象外工事（B）			円
			円
他の補助金制度等の利用(予定)状況（C）			円
			円
			円
差し引き額（対象事業費）（D)＝（A-B-C）（1,000円未満切捨て）			円
申請する補助金の算出（E）	□新　築	□　対象事業費（D）＝1,000万円以上 算出：(D)×10%　補助限度額100万円	円
	□増改築・改修	□　対象事業費（D）＝500万円以上 算出：(D)×10%　補助限度額100万円	円
	□取　得	□　対象事業費（D）＝500万円以上 算出：(D)×10%　補助限度額100万円	円

※１　個人住宅部分のみが補助対象です。併用住宅の場合は、個人住宅以外の部分（外構の門・塀、物置・車庫等含む）を対象外工事(B)として事業費(A)から差し引いてください。（対象外工事(B)に係る見積書、明細書等を添付してください。）

※２　住宅整備に係る他の補助金とは併用できません。他の補助金制度等の事業費分(C)の欄には、その利用（予定)の内容及び金額を記入し、事業費(A)から差し引いてください。（他の補助金申請に係る見積書、明細書等を添付してください。）

様式第２号(第８条・第９条関係)

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付(変更交付)決定通知書

年　月　日

様

みなかみ町長

年　月　日付けで申請のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金については、下記のとおり決定しましたので、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱第８条(第９条第２項)の規定により通知します。

記

１　補助金額　　円

２　条　　件

(1) 住宅完成等整備完了後は、速やかに実績報告書を提出すること。

(2) 事業内容を大幅に変更するときは、速やかに変更申請書を提出すること。

(3) 住宅整備後、町内に３年以上居住すること。

(4) 補助対象事業の目的等に反するとき又は実績報告書を審査の上補助対象事業の要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

(5) 町長又はその委任を受けた者の調査若しくは監査に応ずべきこと。

様式第３号（第８条・第９条関係）

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金不交付（変更不交付）決定通知書

年　月　日

様

みなかみ町長

年　月　日付けで申請のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金については、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

（不交付理由）

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

みなかみ町長　　様

住　　所
電話番号
氏　　名

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金変更申請書

　　年　月　日付けで交付決定のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

１　変 更 内 容

２　変 更 理 由

３　事業実施期間　　□変更なし
　　□変更あり（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

４　変更となる事業費等

(1) 変更前　事　業　費　　円
　　対象事業費　　円
　　交付決定額　　円

(2) 変更後　事　業　費　　円
　　対象事業費　　円
　　交付申請額　　円

※　変更となる事業の契約書、見積書等を添付してください。

添付書類の確認（変更となる部分がわかるように表示）

□図面（平面図・配置図等）　□変更契約書　□事業概要書（様式第１号の２）

□その他（事業概要書に係る見積書、内訳書、明細書その他参考資料）

様式第５号（第10条関係）

年　　月　　日

みなかみ町長　　様

住　　所
電話番号
氏　　名

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金実績報告書

年　月　日付けで交付決定を受けたみなかみ町子育て家庭等住宅整備事業が完了しましたので、次のとおり実績を報告いたします。

記

１　事　業　費　　円（申請時）
（対象事業費　　円）

２　完了時事業費　　円（請求額・支払額）

３　交付決定額　　円（交付決定通知書の記載額）

４　施工業者等　　名　　称：
所 在 地：
電話番号：

５　事　業　期　間　　年　月　日～　　年　月　日

６　添　付　資　料
・完成写真
・契約書(最終のもの)の写し
・領収書の写し

様式第６号（第11条関係）

年　月　日

様

みなかみ町長

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金の額の確定について

年　月　日付けで実績報告のあったみなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金については、みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付要綱の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額　　円

様式第７号（第12条関係）

年　　月　　日

みなかみ町長　　様

住　　所
電話番号
氏　　名　　印

みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金交付請求書

年　月　日付けで交付確定のあった標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　　円

２　受領方法　　口座振り込み

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座に振り込みをしてください。

金融機関名	（　銀行・信用金庫・信用組合　） 本店・支店
	農業協同組合 支所
口座種別・番号	普通・当座　NO.
(フリガナ) 口座名義人	

※　口座名義人は、申請者(請求者)と同じ方にしてください。

※　振り込みを正確に行うため通帳（名義人・番号の部分）のコピーを添付してください。